

○群馬県低炭素建築物新築等計画認定事務処理要綱

平成25年3月18日
改正 令和3年3月23日
改正 令和5年3月22日

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）の規定により、群馬県知事が行う低炭素建築物新築等計画の認定等に関し、群馬県都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関する規則（平成24年群馬県規則第56号。以下「規則」という。）が定めるもののほか、必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び規則において使用する用語の例による。

(設計内容説明書)

第3条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）第41条第1項の表の（い）項に掲げる設計内容説明書は、一般社団法人住宅性能評価・表示協会が提示する参考様式によるものとする。ただし、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が、当該参考様式において規定する事項を他の書面に代えて審査をしたものについては、この限りでない。

(軽微な変更)

第4条 認定建築主は、省令第44条に規定する軽微な変更があったときは、速やかに、軽微な変更届出書（別記様式第1号）2部に、それぞれ、省令第41条第1項に規定する図書のうち変更に係るものを添えて、法第54条第1項の認定（法第55条第2項において準用する場合を含み、以下「認定」という。）を受けた低炭素建築物の所在地を所管する土木事務所長（以下「土木事務所長」という。）に届け出るものとする。

2 土木事務所長は、前項の届出があったときは、当該届出が適正であることを確認したうえでこれを受理し、届出者に対して1部を返却するものとする。

(名義変更)

第5条 認定建築主が当該認定を受けた建築物若しくは建築物の一部を譲り渡した場合における認定建築主又は譲受人は、速やかに、当該建築物又は建築物の一部の認定建築主の名義を変更した旨を記載した名義変更届出書（別記様式第2号）2部に、それぞれ、当該変更の事実を証する書類を添えて、土木事務所長に届け出るものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(証明書の交付)

第6条 認定を受けたことを証する証明書の交付を受けようとする者は、低炭素建築物新築等計画証明申請書（別記様式第3号）を、土木事務所長に申請しなければならない。

2 土木事務所長は、前項の申請があったときは、低炭素建築物新築等計画に関する台帳と照合を行い、当該申請が適正であることを確認したうえでこれを受理し、申請者に対して低炭素建築物新築等計画証明書（別記様式第4号）を交付するものとする。

(認定しない旨の通知)

第7条 知事は、法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の規定による変更の認定の申請があった場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又は同条第6項に規定する通知書の交付を受けたときは、申請者に対し認定しない旨の通知書（別記様式第5号）を交付するものとする。

(改善命令)

第8条 知事は、法第57条の規定による認定建築主に対する命令は、改善命令書（別記様式第6号）により行うものとする。

(認定の取消し)

第9条 知事は、法第58条の規定により認定を取り消したときは、認定建築主に対し認定取消通知書（別記様式第7号）を交付するものとする。

(所管区域)

第10条 法第53条第1項に規定する所管行政庁である群馬県知事が行う事務処理について、所管区域は別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

事務処理を行う土木事務所	所管区域
前橋土木事務所	渋川市、北群馬郡、佐波郡
高崎土木事務所	藤岡市、富岡市、安中市、多野郡、甘楽郡
中之条土木事務所	吾妻郡
沼田土木事務所	沼田市、利根郡
太田土木事務所	みどり市、邑楽郡

認定しない旨の通知書

第 年 月 日 号

（申請者） 様

群馬県知事 印

都市の低炭素化の促進に関する法律第 条第 項の規定により申請のあった下記の低炭素建築物新築等計画の認定について、認定をしないこととしたので通知します。

なお、この処分不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に群馬県知事に対して異議申立てをすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 申請に係る建築物の位置
- 3 理由

改善命令書

第 年 月 日 号

（認定建築主） 様

群馬県知事 印

都市の低炭素化の促進に関する法律第57条の規定により、下記の認定低炭素建築物新築等計画について、改善に必要な措置を命じます。

なお、この処分不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に群馬県知事に対して異議申立てをすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

- 1 認定低炭素建築物新築等計画
認定年月日 年 月 日
認定番号 第 号
- 2 低炭素建築物の位置
- 3 命ずる措置
- 4 改善の期限

認定取消通知書

第 年 月 日 号

（認定建築主） 様

群馬県知事 印

都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定により、下記の認定低炭素建築物新築等計画について、その認定を取り消しましたので通知します。

なお、この処分不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に群馬県知事に対して異議申立てをすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

- 取り消す認定低炭素建築物新築等計画
認定年月日 年 月 日
認定番号 第 号
- 低炭素建築物の位置
- 理由